

平成16年10月21日

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について

平成16年10月14日付けで、厚生労働省から、「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」(通知)等の一部を改正する通知(厚生年金基金関連のみ)が発出されました。

平成16年年金改正法の企業年金関係の改正のうち、平成16年10月1日施行分及び平成17年4月1日施行分について、政令・省令・告示が先般公布されましたが、さらに詳細な部分の取扱いが、この通知で規定されました。

以下に、主な事項について、その概要をご案内いたします。

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について(年発第1014001号)

- 第1 定義
- 第2 代行保険料率の算定について
- 第3 平成17年4月の免除保険料率決定に伴う基本部分の標準掛金に係る規約上の取扱いについて
- 第4 前記第3による掛金の規約変更後の平成17年3月30日までを基準日とする財政計算及び平成17年3月31日における財政検証の取扱いについて
- 第5 留意事項
- 第6 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正(平成17年4月1日施行)
- 第7 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正(平成17年4月1日施行)
- 第8 「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正(平成16年10月1日施行)
- 第9 「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正(平成17年4月1日施行)
- 第10 「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正(平成16年10月14日施行)
- 第11 経過措置

第1 定義

第2～第5・第11における用語の意義

「旧財政運営基準」・・・免除保険料率の凍結期間中に適用された厚生年金基金財政運営基準

「新財政運営基準」・・・免除保険料率の凍結解除後に適用される厚生年金基金財政運営基準

この他の用語の意義は、「新財政運営基準」に定めるところによる。

第2 代行保険料率の算定について

すべての厚生年金基金(将来返上の認可を受けた基金を除く。)において、平成17年4月から適用される免除保険料率を決定するため、代行保険料率を算定することとなったが、その取扱いは以下のとおり。

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1866, 1834



| 区分 | 算定基準日 | 代行保険料率の算定届出書の作成等 |
|---|------------|--|
| (1)平成16年3月31日が、旧財政運営基準で定められた「基金設立時等の財政計算」又は「財政再計算」の基準日である場合、若しくは、平成17年4月に合併又は分割する場合 | 平成16年3月31日 | <ul style="list-style-type: none"> 免除保険料率の凍結解除前後の、旧基準と新基準のそれぞれについて、代行保険料率の算定届出書を作成する。 平成16年12月末日までに厚生労働大臣宛に提出する(財政再計算報告書も同様)。 |
| (2)平成16年4月に、旧財政運営基準で定められた「定年延長が行われた場合」又は「加入員数が大幅に変動した場合」に該当した場合 | 平成16年4月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 免除保険料率の凍結解除後の新基準についてのみ、代行保険料率の算定届出書を作成する。 脱退率、昇給指数については、直前の代行保険料率算定基準日に用いたものを使用する。 平成16年12月末日までに厚生労働大臣宛に提出する。 以後、「平成16年3月31日」を、加入員数の大幅変動に該当するかどうかの基準日(変動前加入員数の基準日)としない。 |
| (3)平成16年3月31日が、旧財政運営基準で定められた「給付の変更」、「給与規程の変更」、「責任準備金の確保」、「最低積立基準額および最低責任準備金の確保」、「掛金に係る規約の変更」、「給付の支給に関する権利義務の移転及び承継」のいずれかに該当して行う変更計算の基準日である場合() | 平成16年3月31日 | <ul style="list-style-type: none"> 免除保険料率の凍結解除後の新基準についてのみ、代行保険料率の算定届出書を作成する。 脱退率、昇給指数については、直前の代行保険料率算定基準日に用いたものを使用する。 平成16年12月末日までに厚生労働大臣宛に提出する。 以後、「平成16年3月31日」を、加入員数の大幅変動に該当するかどうかの基準日(変動前加入員数の基準日)としない。 |
| (4)上記以外の場合 | | |

() (1) (2) のいずれにも該当せず、かつ「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正について(平成15年5月9日年発第0509001号)」の経過措置により、代議員会において給付水準の引下げ又は予定利率の引下げを行う旨議決した基金(平成17年3月31日までに平成15年3月31日における財政検証の結果に基づく掛金の引上げ等の措置を行った基金を除く。)を含む。

(注)

- 代行保険料率算定届出書の提出に際しては、従来どおり代議員会での議決や承認は不要であるが、事業主及び加入員への結果の周知に関しては特段の配慮を行わなければならない。
- 上記の(1)～(4)の区分に応じて、基本部分の標準掛金に係る規約上の取扱い等が、以下のとおり異なる。(以下、単に「区分(1)」、…、「区分(4)」と呼びます。)

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1866, 1834



第3 平成17年4月の免除保険料率決定に伴う基本部分の標準掛金に係る規約上の取扱いについて 【基本部分の規約上の標準掛金】

基本部分の規約上の標準掛金 = P + と の範囲内で基金の定める値

(ただし、新免除保険料率を下回ることはできない。)

Q と 新免除保険料率の差

R と 新免除保険料率の差

- 旧免除保険料率・・・旧基準による代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(1000分の30を上限、1000分の24を下限とする。)
- 新免除保険料率・・・新基準による代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値(1000分の50を上限、1000分の24を下限とする。)

なお、

・区分(1)～(3)の場合、

S < 従前の基本部分の規約上の標準掛金 であって、従前の基本部分の規約上の標準掛金に据え置くことにより、S が T を上回っている場合(この上回る部分を「掛金差」という。)には、

新免除保険料率と上乗せ後の基本部分の規約上の標準掛金との差の範囲内で、「原始数理債務」を求める標準掛金に「掛金差」を含めることができる。(「原始数理債務」については、第7をご参照)

・区分(4)の場合、

S が T を上回っている場合には、新免除保険料率と規約変更後の基本部分の規約上の標準掛金との差の範囲内で、「原始数理債務」を求める標準掛金に、S - T を含めることができる。

| | 区分(1) | 区分(2) | 区分(3) | 区分(4) |
|---|---------------------------------------|-------|---|---------------------------|
| P | 旧財政運営基準に基づき定めた基本部分の規約上の標準掛金となるべきもの | | | 平成17年3月31日に適用される規約上掛金 |
| Q | 旧基準による代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値 | | 平成17年3月31日に適用される免除保険料率の基礎となった代行保険料率を千分率で小数点以下を四捨五入した値 | |
| R | 旧免除保険料率 | | 平成17年3月31日に適用される免除保険料率 | |
| S | 上乗せ前の基本部分の規約上の標準掛金となるべきもの | | | 規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金 |
| T | 上乗せ前の基本部分の規約上の標準掛金となるべきものの基礎となった数理上掛金 | | | 基本部分の規約上の標準掛金の基礎となった数理上掛金 |

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1866, 1834



【規約変更の手続】

- ・ 規約変更を行う場合に必要な様式等については、別途通知される。
- ・ 区分（１）～区分（３）の場合、規約変更の認可申請を行う。
- ・ 区分（４）の場合、この部分の規約変更（加入員が免除保険料を超えて負担する部分を増加させる場合を除く。）に限り、基金令第２条第７号に規定する厚生労働大臣の定める事項として届出による。

第４ 前記第３による掛金の規約変更後の平成１７年３月３０日までを基準日とする財政計算及び平成１７年３月３１日における財政検証の取扱いについて

- １ 前記第３による掛金の規約変更後の平成１７年３月３０日までを基準日とする財政計算は、次に定めることを除き旧財政運営基準に基づき行う。

（１）当該基準日において代行保険料率の算定を行う場合には、

新たに定める基本部分の規約上の標準掛金（千分率で小数点以下を四捨五入）

$$= \text{ア} - \text{イ} + \text{ウ} - \text{エ} + \text{オ}$$

ただし、これがオを下回る場合にはオとする。

ここで、

ア 規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金

イ アの基礎となった数理上掛金

ウ 旧財政運営基準に基づき新たに算定された基本部分の数理上の標準掛金

エ 規約変更前に適用される免除保険料率

オ 当該基準日において算定された新免除保険料率

（２）当該基準日において代行保険料率の算定を行わない場合には、

新たに定める規約上基本部分の標準掛金（千分率で小数点以下を四捨五入）

$$= \text{ア} - \text{イ} + \text{ウ}$$

ただし、これが適用される免除保険料率を下回る場合には当該免除保険料率とする。

ここで、

ア 規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金

イ アの基礎となった数理上掛金

ウ 旧財政運営基準に基づき新たに算定された基本部分の数理上の標準掛金

(3) 基本部分の旧財政運営基準の数理債務を求めるための標準掛金は、基本部分の規約上の標準掛金又は基本部分の数理上の標準掛金のいずれか小さいものを用いる。

ただし、規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金がその基礎となった数理上掛金を下回っていない場合であって、当該基本部分の規約上の標準掛金が規約変更前に適用されている免除保険料率を上回っているときには、

(規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金 - 規約変更前に適用されている免除保険料率) を限度として、基本部分の規約上の標準掛金に上乘せを行うことができる。また、この場合には数理債務を求める標準掛金に当該上乘せ分を含めることができる。

例えば、

前記(1)又は(2)で免除保険料率を基本部分の規約上の標準掛金としなければならないような場合に、この上乘せを行って、基本部分の規約上の標準掛金を、

規約変更後の免除保険料率 + (規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金 - 規約変更前に適用されている免除保険料率)

とすることができ、数理債務を求める標準掛金に

当該上乘せ分(規約変更前の基本部分の規約上の標準掛金 - 規約変更前に適用されている免除保険料率)を含めることができる。

2 平成17年3月31日における財政検証は、旧財政運営基準に基づき行う。

ただし、基本部分に係る旧財政運営基準の数理債務を求めるための標準掛金は、基本部分の規約上の標準掛金又は基本部分の数理上の標準掛金(ただし、旧財政運営基準に基づいた基本部分の規約上の標準掛金となるべきものが当該基本部分の数理上の標準掛金を切り捨てたものであるときには、当該端数を切り捨てたものとする。)のいずれか小さいものを用いる。

数理債務を求める標準掛金に含めることのできるものとして、前述した掛金差等は、この場合も同様に、標準掛金に含めることができる。

第5 留意事項

区分(1)又は区分(2)に該当し、プラスアルファを算定する場合には、旧基準による代行保険料率の算定の基礎となった予定利率及び死亡率を用いること。

第6 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正

代行保険料率の算定を行うべき基金等として、次の基金が追加された。

事業年度の末日において最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている基金(ただし、従前の基準で代行保険料率を算定しなければならない場合を除く。)厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され、免除保険料率を決定するための代行保険料率の算定を行う場合であって、当該免除保険料率の決定される月が、従前の基準又は のい

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1866, 1834



ずれかに該当して算定を行う免除保険料率の決定される月と同一でない基金

又は に該当して代行保険料率を算定した場合の算定基準日は、加入員数の大幅変動に該当するか否かの基準日(変動前加入員数の基準日)としてはならない。

に該当した場合の代行保険料率の算定基準日は、当該事業年度の末日とする。

に該当した場合の代行保険料率の算定基準日は、「厚生労働大臣の定める月を定める件(平成16年9月厚生労働省告示第342号)」に規定する月の13月前の月の末日とする。

又は に該当して代行保険料率を算定する場合、直前の代行保険料率の算定に用いた基礎率(予定利率及び死亡率を除く。)を用いる。

予定利率が、5.5%から3.2%に変更された。

代行給付費の予想額の現価の算定方法が、次の方法に変更された。

65歳以降の間に係る代行給付費から政府負担金を控除した額の予想額の現価

-

当該事業年度の末日の最低責任準備金相当額から過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を控除した額()

()従前の基準で代行保険料率を算定しなければならない場合、又は、 に該当し、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が過去期間代行給付現価に1.5を乗じて得た額を上回っている基金等、及び、 に該当する基金のみ。その他の基金等はゼロ。

代行保険料率算定届出書の厚生労働大臣への届出を行うべきときとして、次の場合が追加された。

- ・ に該当する基金は、算定基準日の属する月の9月後の月の末日
- ・ 厚生年金保険において財政の現況及び見通しが作成され免除保険料率を決定するときは、当該免除保険料率を決定する月の4月前の月の末日

第7 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正(平成17年4月1日施行)

過去期間代行給付現価の定義(「法附則第30条第2項に規定する過去期間代行給付現価をいう。’)が追加された。

数理債務の算定方法が、次のとおり変更された。

総給付現価 - 規約上の標準掛金による掛金収入現価 - 政府負担金の現価

原始数理債務 - 代行部分過去給付現価

- 原始数理債務・・・総給付現価から規約上標準掛金(基本部分の場合、規約上の標準掛金又は当該規約上の掛金の基礎とした数理上の標準掛金のいずれか小さいもの)による掛金収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額。
- 代行部分過去給付現価・・・代行部分(政府負担金部分を除く。)の総給付現価から将来期間に係る給付現価を控除したもの。

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1866, 1834



責任準備金の算定方法が、次のとおり変更された。

数理債務 + 資産評価調整控除額 - 資産評価調整加算額 - 未償却過去勤務債務残高

数理債務 + 最低責任準備金 + 資産評価調整控除額 - 資産評価調整加算額 - 未償却過去勤務債務残高

積立上限額の算定にあたって使用されていた「数理債務」が、「規約上の標準掛金を用いて求めた原始数理債務」に変更された。

許容繰越不足金の算定方法として、「標準給与総額 × a (20年確定年金現価率) × b (基金の予め定めた率)」を採用している場合、bが次のとおり変更された。

1000分の7.7に、基金のプラスアルファの水準(%)に100を加えた値を110で除した率を乗じた率を上限として、基金においてあらかじめ定めた率

1000分の7.7に、基金のプラスアルファの水準(%)に100を加えた値を150(平成17年4月1日前に設立された基金(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。))の場合110)で除した率を乗じた率を上限として、基金においてあらかじめ定めた率

規約上掛金の定め方等が変更された。

【原則的な取扱い】

- ・ 規約上掛金は、標準掛金、特別掛金及び特例掛金に区分して定め、原則として、数理上掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものとすること。

【掛金の切上げが必要な場合】

- ・ なお、基本標準掛金率が免除保険料率を下回っているときは、
規約上の基本標準掛金率 = 免除保険料率
とする(これを「掛金の切上げ」という。)

【掛金の切上げが必要な場合】

- ・ ただし、従前の規約上の基本標準掛金率が当該免除保険料率を上回っているときには、
規約上の基本標準掛金率 = 従前の規約上の基本標準掛金率 + 変更後の数理上の標準掛金率 - 変更前の数理上の標準掛金率
とすることができる(ただし、当該免除保険料率を下回ることはできず、かつ、当該免除保険料率を上回る場合には当該上回る部分を原始数理債務を求める標準掛金に含めることはできない。)

【掛金の切上げが必要な場合】

- ・ また、掛金の切上げ前の規約上の標準掛金となるべきものが、当該掛金の基礎となる数理上掛金に基づけば従前の基本部分の規約上の標準掛金より引き下げることができる場合において従前の基本部分の規約上の標準掛金に据え置くこと(「据置き」という。)によりその基礎とな

りそな年金 F A X 情報

りそな信託銀行 年金信託部

【東京】03-5223-1992

【大阪】06-6268-1866, 1834



った数理上掛金率を上回るとき(この上回る分を「掛金差」という。)には、

規約上の基本標準掛金率 = 掛金の切上げ後の基本標準掛金率(免除保険料率) + 掛金差
ここで、
掛金差(千分率で整数値) = 掛金の切上げ前の規約上の標準掛金となるべきもの - 掛金の切上げ前の規約上の標準掛金となるべきものの基礎となった数理上掛金率
とすることができる(なお、これによる基本部分の標準掛金の増加分は原始数理債務を求める標準掛金に含めることができる。)

積立水準の回復計画において、最低責任準備金の将来予測に用いる厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの前提は、原則として利用可能である直近の事業年度の実績又は財政の現況及び見通しにおける運用利回りの前提のいずれか小さいものを下回らないものとされた。

第8「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正(平成16年10月1日施行)

免除保険料率の凍結解除後も継続して適用される規定について、「凍結解除までの間」が「当分の間」に改められた。

第9「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正(平成17年4月1日施行)

「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」、「代行保険料率の算定に関する取扱いについて(平成7年3月30日年発第1510号)」を、免除保険料率の凍結解除後も当分の間、読み替えて適用することとされていた規定が削除された。

第10「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正(平成16年10月14日施行)

厚生年金基金の解散時に、積立金が最低責任準備金に満たない額を一括拠出することとしている場合には、最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類を作成する際、最低積立基準額に相当する額を、簡便な方法により算出することができることとされた。

厚生年金基金の解散に伴う清算業務のうち、解散日における最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類を作成する際、残余財産がない場合は、最低積立基準額に相当する額を、簡便な方法により計算することができることとされた。

第11 経過措置

算定基準日が平成18年3月30日までの間、代行保険料率算定届出書の様式は、改正前の様式を用い、財政運営基準に基づく様式の一部について、旧様式によるものとされた。

平成17年度の会計処理について、平成18年3月31日を基準日とする財政検証における貸借対照表・損益計算書は、新しい勘定科目により作成すること、新しい勘定科目に変更すること起因して発生する損益を併せて記載することなどが定められた。

以上